

奈良市手話言語条例

手話は、音声言語とは異なり、手指や体の動き、表情を使い独自の語彙と文法体系をもって視覚的に表現する言語です。ろう者は、手話を自分達の言葉として受け継ぎ、発展させ、情報の獲得や生活を営むために不可欠な意思疎通の手段として大切に育んできました。手話は、ろう者のいのちです。

しかし、手話は、言語として認められず、多くのろう学校では手話を使用することが事実上禁じられてきた時代があり、社会の中で差別を受け、又は偏見を持たれるなど、長い苦難の歴史がありました。

こうした状況の中で、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約や平成23年に改正された障害者基本法において、手話が音声言語と同様に言語であると明記されました。

市は、手話を使用しやすく、手話を使って安心して暮らすことができるまちを目指し、もって全ての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識を基本として、手話の理解及び普及並びに手話を使用しやすい環境づくりのため、基本理念を定め、市の責務並びに市民、ろう者及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、ろう者を含む全ての市民が共生できる地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話への理解の促進及び普及は、手話が独自の言語体系及び歴史的背景を持つ文化的所産であることを理解し、手話を必要とする人が手話という言語により意思疎通を円滑に図る権利を有するという基本的な認識の下に行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、市民の手話に対する理解を深め、手話を使用しやすい環境となるよう、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、第2条の基本理念に対する理解を深め、市が実施する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(ろう者の役割)

第5条 ろう者は、市が実施する手話に関する施策に協力するとともに、手話の意義及び第2条の基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 市内で事業を行う法人及び個人（以下「事業者」という。）は、手話への理解を深め、その事業を行う店舗又は事業所において、手話を必要とする人が利用しやすく、又は働きやすい環境とするための合理的配慮をするよう努めるものとする。

(手話を学ぶ機会の提供)

第7条 市は、ろう者、手話通訳者、事業者その他の者と連携して、市民に手話を学ぶ機会を提供するものとする。

2 市は、事業者その他の者が手話に関する講座を開催する場合には、当該講座を支援するものとする。

(手話を用いた情報発信)

第8条 市は、ろう者が市政に関する情報を正確かつ速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。

(聴覚障害児及び保護者等に対する支援)

第9条 市は、聴覚障害児及びその保護者等に対し、手話に関する必要な情報の提供及び手話を獲得するための必要な支援を行うよう努めるものとする。

(学校等における手話の普及)

第10条 市は、学校等において、幼児、児童及び生徒に対し、手話に接する機会及びろう者への理解を促進する機会を提供するよう努めるものとする。

(医療機関への啓発)

第11条 市は、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境づくりに努めるよう、医療機関に対する啓発に努めるものとする。

(災害時の対応)

第12条 市は、災害時において、手話を必要とする人に対し、情報の取得及び意思疎通の支援について必要な措置を講ずるものとする。

(観光旅行者への対応)

第13条 市は、手話を必要とする観光旅行者が安心して滞在できるための必要な施策の実施に努めるものとする。

(手話通訳者の派遣等)

第14条 市は、市民が手話通訳者の派遣による意思疎通の支援を受けることができる体制を整備するため、関係機関と協力し、手話通訳者の確保及び手話技術等の向上を図るとともに、手話通訳者を派遣する制度の周知を図るものとする。

(意見の聴取)

第15条 市は、手話に関する施策の推進及び実施に関し、ろう者その他の関係者の意見を聴くものとする。

(財政上の措置)

第16条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。